

# 建築士事務所を開設・管理する建築士 建築士事務所に勤務する建築士

が受講しなければならない講習

## 1 管理建築士講習 1度受講 (建築士法第24条第2項)

- 建築士事務所を管理する建築士(管理建築士)は、登録講習機関が行なう管理建築士講習を修了した建築士でなければなりません。
- 管理建築士となろうとする建築士は、必ず管理建築士講習を受講してください。
- 管理建築士講習は1度受講(修了)すればよく、再度、受講する必要はありません。
- 建築士事務所の登録申請にあたっては、管理建築士講習の修了証の写しの添付が必要です。(建築士法第23条の2 施行規則第19条)

## 2 定期講習 3年に1度受講 (建築士法第22条の2)

- 建築士事務所に所属するすべての建築士、すべての構造設計/設備設計一級建築士は、3年に1度、登録講習機関が行なう定期講習を受講しなければなりません。
- 受講した年度の翌年度の4月1日から数えて3年以内に、次の受講をしてください。
  - 【例】◇受講が必要な方について(令和4年度(2022年度)に受講が必要な場合の例)  
令和元年度(2019年度)(平成31年(2019年)4月1日~令和2年(2020)3月31日)に受講した方は、令和4年度末(2022年度末)(令和5年(2023年)3月31日)までに次の受講が必要となります。
  - ◇次回の受講について(令和4年度(2022年度)に受講した場合の例)  
令和4年度(2022年度)(令和4年(2022年)4月1日~令和5年(2023)3月31日)に受講の方は、令和7年度末(2025年度末)(令和8年(2026年)3月31日)までに次の受講が必要となります。
- 定期講習を受講しない場合は、建築士法第10条の懲戒処分の対象となりますので、必ず受講してください。

## 3 知事指定講習 5年に1度受講 (茨城県告示)

- 建築士事務所の開設者又は管理建築士等は、5年に1度、下記のいずれかの知事指定講習を必ず受講してください。
  - ◆建築士事務所の管理講習会【主催：(一社)茨城県建築士事務所協会】  
(法第27条の2第7項)
  - ◆建築士会技術講習会【主催：(一社)茨城県建築士会】(法第22条の4第5項)
- 建築士事務所の登録申請にあたっては、茨城県建築士事務所指導要綱第4条に基づき、上記のいずれかの講習を登録申請前の1年以内に受講したことを証明した書面(受講証明書)を添付してください。
- ※登録申請前の1年以内に1の管理建築士講習を受講している場合は、その修了証の写しでも可